

平成19年度 出資団体監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
 2 監査対象 四日市市土地開発公社
 四日市市 経営企画部 政策課(出資に関する事務の所管課)
 3 監査実施期間 平成20年1月23日
 4 監査結果報告 平成20年3月31日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【四日市市土地開発公社】

<p>(1)経営改善計画の策定について 保有土地の売却に向けて簿価と時価の差額に対する補填など市の公社に対する財政健全化支援策が進められている一方で、経営改善に向けた公社自体の目標や対応策が見えていないのが現状である。 長期保有土地の解消に向けた方策、現預金の有効活用、あるいはコスト削減など、市の健全化支援策と併せて、公社自体の具体的な経営改善計画の策定を検討すること。加えて、次のステップに向けて、成果のある事業と課題のある事業を分別できる事業別収支管理や月次決算書作成などにより、より計数的に明解な分別・分析による取り組みの方向を検討することが望ましい。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年9月30日 指摘の公社自体の具体的な経営改善計画については、平成20年7月「四日市市土地開発公社経営健全化計画」を策定し、計画に沿って平成20年度～平成30年度にかけて経営の健全化に努めていく。</p>
<p>(2)理事会の適正な運営について 理事会は公社の運営に関する重要事項の意思決定機関であるが、平成17年度に2回、平成18年度は6回開催のうち3回が書面開催となっている。多くの懸案事項を抱えるなかで、簡易な書面開催による意思決定手続きを行うのではなく、詳細な事業報告や収支状況報告などを行い、その中で長期戦略について十分な議論を重ねて最終意思決定を行なうためにも理事会の開催形態を見直すとともに、各理事の担当業務の明確化なども含め適正な理事会の運営に努めること。【検討事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年9月30日 できるかぎり理事会を開催し、理事会に健全化計画の進捗状況等、報告を行っていきたい。 また、長期戦略についても健全化計画に照らし合わせ十分な議論を行うよう努力する。</p>
<p>(3)広告宣伝について 広告宣伝は営業活動を行なう上で有効な活動手段であるが、売却物件が少なくなってきた関係もあり、広告宣伝費は近年少額の支出となっている。今後は、新保々工業団地の売却も見込まれることから、商工農水部とも十分連携を図り積極的な広告宣伝活動に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年9月30日 新しくホームページを開設し、売却物件のPRができるように改めた。 また、新聞広告や、チラシの作成を行い売却物件のPRを行った。</p>

【経営企画部 政策課】

<p>(1) 公社と一体となった経営改善の促進について</p> <p>公社の事業については、市の政策・施策を反映させる役割を担ってきたことや、公社の金融機関からの借入れについて市が全額債務保証を行なっていることから、今後とも公社と一体となって、より一層の経営改善の促進に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年9月30日</p> <p>第1次の健全化計画(平成13～17年度)終了後、本市独自で健全化に取り組んできたが、より一層の経営改善の促進を図るため、抜本的な健全化対策について検討を行ってきた。</p> <p>その結果、土地開発公社の健全化については、目標として「借入金の解消と長期保有土地の処分」と「土地開発公社の健全化 市財政の健全化」を掲げ、基本方針としては「総務省の承認を受け、その支援措置をできるだけ活用し、金融機関の理解・協力を得て、金融機関から公社の借入条件を総務省の支援スキームにあわせて見直し、10年間で抜本的に健全化を実施する」とする計画を策定。</p> <p>今後、この計画に沿って土地開発公社の健全化を推進していく。</p>
---	---